

事 務 連 絡

平成22年11月2日

各 都道府県 障害福祉計画担当課（室） 御中

社会・援護局障害保健福祉部企画課

同

障害福祉課

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

職業能力開発局能力開発課

障害福祉計画に係る実施状況報告（平成21年度実績）について（依頼）

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、昨年度より、「障害福祉計画に係る実施状況報告」として、障害福祉計画に盛り込んでいるサービス見込量や目標値の進捗状況につきましてご報告いただいております。

今年度につきましても、昨年度同様にご報告いただきたいと考えておりますので、つきましては、大変お手数ですが、別紙1及び別紙2により、平成22年11月30日（火）までに下記宛に報告下さいますよう、ご協力をお願いいたします。

報告をお願いする事項は、昨年度同様、国保連データでは把握できない旧体系のサービス量及び目標値の一部のみとしております。

（国保連データについては、各連合会より都道府県あて提供されます）

なお、別紙1「障害福祉計画に係る実施状況報告（サービス量）」の報告につきましては、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヶ年計画」の進捗状況の報告に使用させていただきますので、ご了承下さい。

別紙2の目標値の実績の報告に当たっては、各都道府県雇用対策担当課及び職業能力開発担当課等に必要なデータを依頼するなど、労働部局と調整の上、提出していただけますようお願いいたします。

また、本調査に対する協力依頼につきましては、次のとおり当省から労働部局あてに行う予定であることを申し添えます。

- ・別紙2「1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者」については、当省職業能力開発局能力開発課から各都道府県職業能力開発担当課へ協力依頼を行う予定。
- ・別紙2「2 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者」については、当省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課から各都道府県労働局職業安定部職業対策課を通して各都道府県雇用対策担当課へ協力依頼を行う予定。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 障害計画係

TEL : 03-5253-1111 (3021, 3009)

FAX : 03-3502-0892

e-mail : shougaikeikaku@mhlw.go.jp

障害福祉計画に係る実施状況報告（サービス量）【平成21年度実績】

※以下の項目について、別添記入要領に基づき記入願います。

【旧体系サービス】

- 1 精神障害者入所授産施設、精神障害者生活訓練施設の各入所施設において行われる日中活動系サービス分

日中活動系サービス（旧入所サービス分）
サービス利用量
人日

- 2 精神障害者通所授産施設、小規模通所授産施設（身体・知的・精神）、福祉工場（身体・知的・精神）の各通所施設において行われる日中活動系サービス分

日中活動系サービス（旧通所サービス分）
サービス利用量
人日

- 3 精神障害者入所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（B型）の各入所施設等において行われる居住系サービス分

居住系サービス（旧入所サービス分）
実利用者数
人

（注）

ご報告いただく、精神障害者授産施設等の旧体系サービス分と、国保連データを当方（厚生労働省）にて集計した旧法施設支援分（※）を併せ、旧体系サービス分として集計します。

（※）旧法施設支援分

身体障害者更生施設（入所、通所）、身体障害者療護施設（入所、通所）、身体障害者授産施設（入所、通所）
知的障害者更生施設（入所、通所）、知的障害者授産施設（入所、通所）、知的障害者通勤寮

障害福祉計画に係る実施状況報告（目標値）【平成21年度実績】

※以下の項目について、別添記入要領に基づき記入願います。

1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者

平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者

21年度実績	
事業全体の受講者	左のうち福祉施設から一般就労への移行者
人	人

2 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者

平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターによる支援対象者

21年度実績	
全体の支援対象者	左のうち福祉施設から一般就労への移行者
人	人

【都道府県の担当者連絡先】

都道府県名	
担当課・係名	
担当者名	
TEL/FAX	/
e-mail	

記入要領

- 1 実施状況については、都道府県が管内市町村（指定都市、中核市を含む。）の協力を得て、各項目における都道府県全体の数値を取りまとめた上で報告して下さい。（既に数値を把握している場合は、当該数値を記入してください。）

なお、別紙2の「目標値」の各項目について、福祉部局において数字を把握していない場合については、必要に応じて各都道府県の労働担当部局等への確認を行い、労働担当部局から各都道府県労働局に照会すること等により当該数値を記入してください。

- 2 別紙1「サービス量」の記載について

(1) 各項目については、平成22年3月の月間の利用実績を記入して下さい。

(2) 「日中活動サービス（旧入所サービス分）」のサービス利用量については、旧体系施設サービスの提供体制から鑑みて、日中に提供されたサービスのみの総量を把握することは困難であることから、各自治体が、障害福祉計画において旧体系の日中活動系サービス見込量（旧入所サービス分）を設定した際の考え方に基づいて、実績把握を行って下さい。

- 3 別紙2「目標値」の記載について

(1) 各項目については、お手数ですが、目標値に係る実績とともに、全体の対象者数も併せて記入願います。

(2) ここでいう「福祉施設」とは、次の通りとします。

- ・就労移行支援事業
- ・就労継続支援事業（A型、B型）
- ・旧施設体系（ex. 小規模通所授産施設、福祉工場、小規模作業所等、法定・法定外を問わず。）

- 4 別紙2「目標値」に記載の「都道府県担当者連絡先」欄に記入をお願いします。